

只見町 高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

概要版

令和6年3月

只見町



1

計画の根拠と位置付け

(1) 法令の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、高齢者に対する福祉事業に関する事項等を定める計画です。

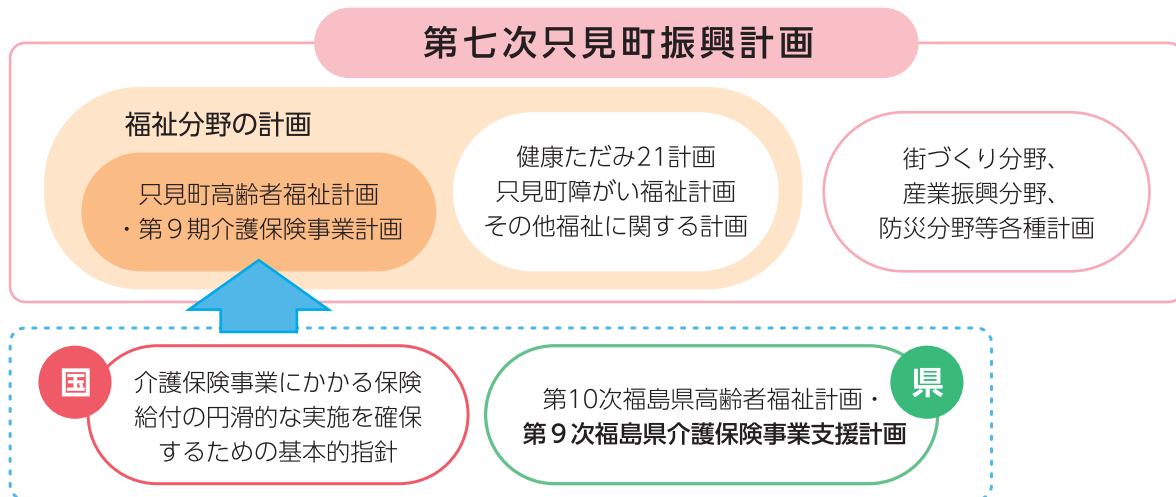
介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、介護サービスの見込み量や地域包括ケアシステム構築のために取り組むべき事項、介護保険料等を定める計画です。

あわせて、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項の規定に基づき、市町村が定めることに努めるとされている成年後見制度利用促進基本計画も兼ねるものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「第七次只見町振興計画(平成28(2016)年～令和7(2025)年)」を上位計画として策定される計画です。

また、地域包括ケアシステム強化法に基づき、福祉分野の個別計画として本計画を位置付け、「健康ただみ21計画」や「只見町障がい福祉計画」等、他の福祉分野との計画の整合・連携を図ります。



(3) 計画期間

計画期間は、概ね3年を通じて財政の均衡を保つものでなければならないとされる保険料算定の基礎となる、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量的見込み等について定めるため、3年を1期として策定しています。

そのため、本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらに、現役世代が急減する令和22年の双方を念頭におくものとします。

2

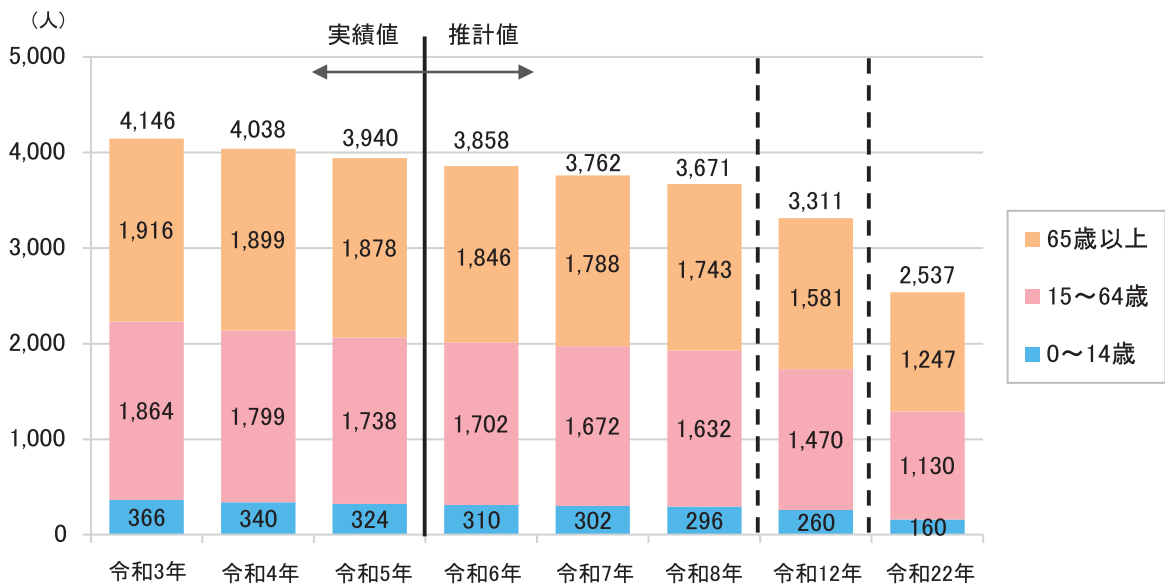
高齢者等の現状

(1) 高齢者人口等の推移

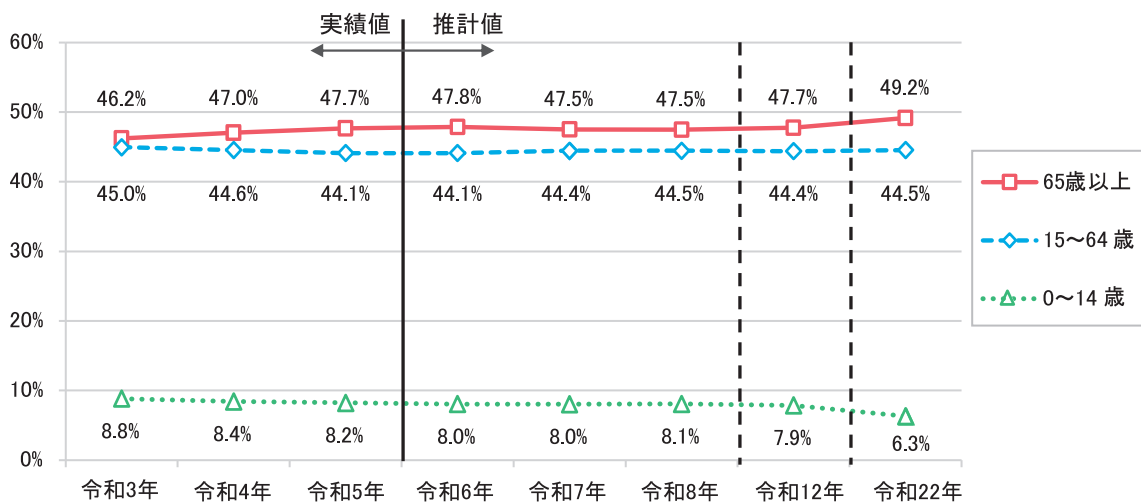
高齢化が進行していますが、65歳未満人口とともに高齢者人口も減少傾向となっています。令和8年の人口は3,671人となる推計で、令和3年と比較して、475人減少する見込みとなっています。

また、年齢別人口の割合は、高齢化率も含めて、横ばい傾向で推移していくことが予測されています。

■人口の推移



■年齢別人口の割合



資料：令和3年から令和5年：住民基本台帳（各年3月末）/令和6年以降：コーホート法による推計値

(2) 介護保険認定者数の状況

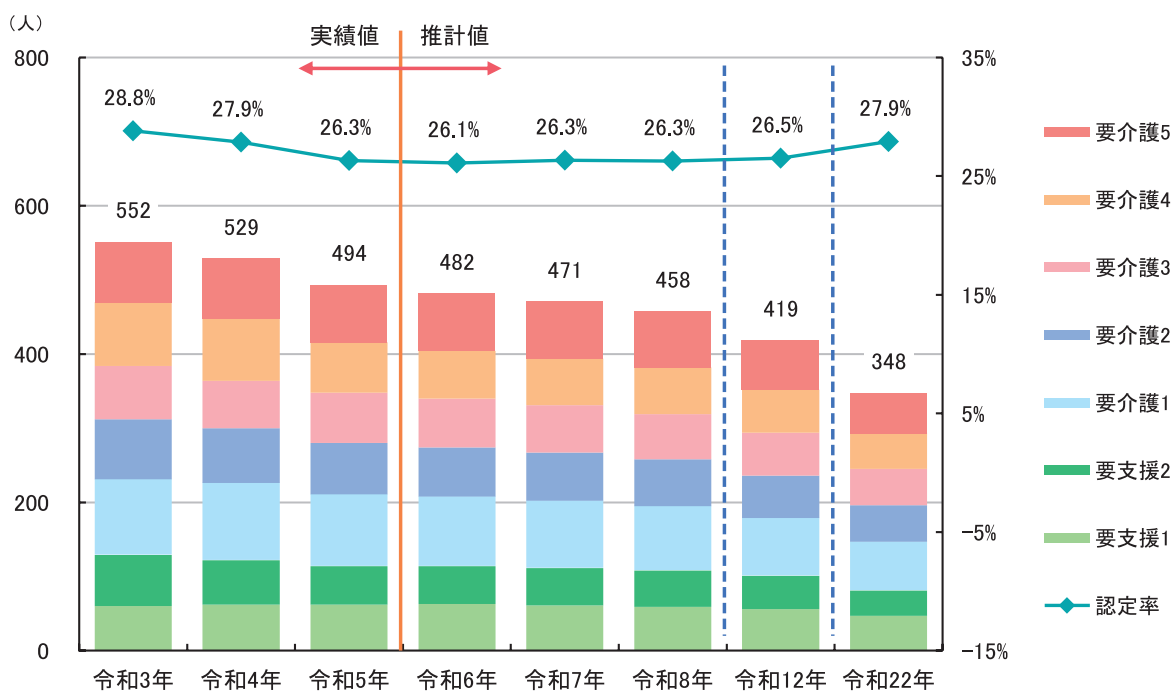
要介護認定者数については、令和5年で494人、令和8年で458人、令和22年で348人となっており、減少傾向で推移していくことが予測されています。

要介護認定率については、令和5年で26.3%、令和8年で26.3%、令和22年で27.9%となっており、令和8年以降は緩やかな増加傾向で推移していくことが予測されています。

■介護別認定者数と認定率の推移と推計

単位：人、%

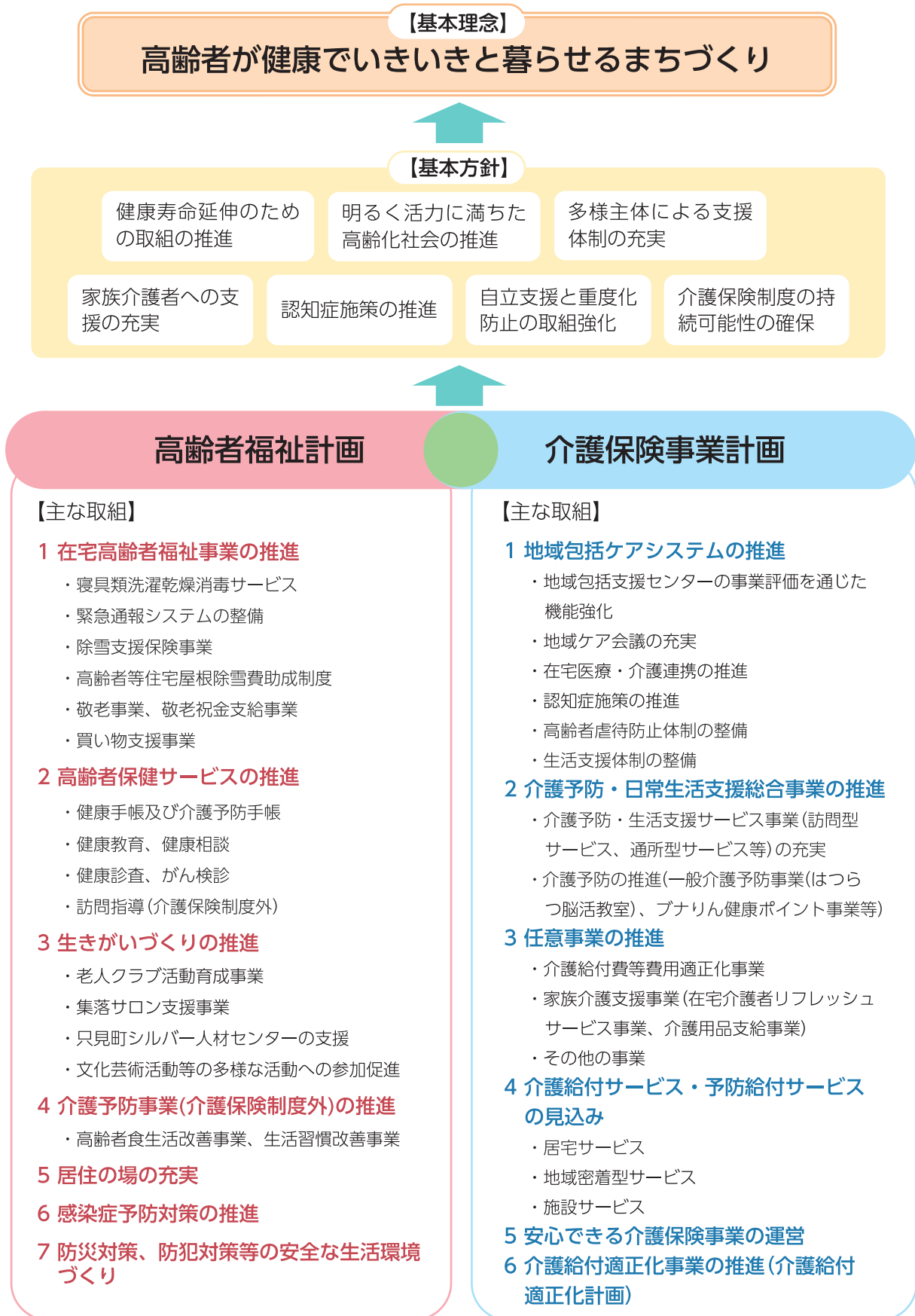
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
認定者数(人)	552	529	494	482	471	458	419	348
要支援1	60	62	62	63	61	59	56	47
要支援2	69	60	52	51	50	49	45	34
要介護1	102	104	97	94	91	87	78	66
要介護2	81	74	69	66	65	63	57	49
要介護3	72	64	68	66	64	61	58	49
要介護4	86	84	68	64	63	63	58	49
要介護5	82	81	78	78	77	76	67	54
認定率(%)	28.8%	27.9%	26.3%	26.1%	26.3%	26.3%	26.5%	27.9%



資料：令和3年から令和5年は実績値（各年3月末現在）令和6年以降は見える化システムによる推計値

3

計画の体系



4

介護保険事業費の推計（見込額）

介護給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 居宅サービス			
①訪問介護	30,600	30,639	30,639
②訪問入浴介護	249	249	249
③訪問看護	3,059	3,063	3,063
④訪問リハビリテーション	0	361	361
⑤居宅療養管理指導	971	973	973
⑥通所介護	7,332	7,341	7,341
⑦通所リハビリテーション	5,986	5,994	5,994
⑧短期入所生活介護	8,962	8,973	8,973
⑨短期入所療養介護	17,860	17,882	17,882
⑩福祉用具貸与	9,984	9,816	9,648
⑪特定福祉用具購入費	383	383	383
⑫住宅改修費	994	994	994
⑬特定施設入居者生活介護	2,007	2,007	2,007
2 地域密着型サービス			
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0
③地域密着型通所介護	22,523	22,552	22,552
④認知症対応型通所介護	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	28,183	28,219	28,219
⑥認知症対応型共同生活介護	51,111	51,176	51,176
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	98,445	98,570	98,570
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
3 居宅介護支援	20,691	20,514	20,514
4 施設サービス			
①介護老人福祉施設	208,194	208,457	208,457
②介護老人保健施設	111,803	111,944	111,944
③介護医療院	0	0	0
介護給付費計(A)	629,335	630,107	629,939

介護予防給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 居宅サービス			
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0
②介護予防訪問看護	49	49	49
③介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	100	100	100
⑤介護予防通所リハビリテーション	6,461	6,469	6,469
⑥介護予防短期入所生活介護	550	550	550
⑦介護予防短期入所療養介護	706	1,840	1,840
⑧介護予防福祉用具貸与	1,252	1,252	1,252
⑨特定介護予防福祉用具購入費	322	322	322
⑩介護予防住宅改修費	1,076	1,076	1,076
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	3,641	3,645	3,645
2 地域密着型サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	4,944	4,951	4,951
③介護予防認知症対応型共同生活介護	2,796	2,800	2,800
3 居宅介護支援	1,243	1,245	1,245
介護予防給付費計(B)	23,140	24,299	24,299

標準給付費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費(A) + (B)	652,475	654,406	654,238
特定入所者介護サービス費等給付額	40,021	39,158	38,077
高額介護サービス費等給付額	15,629	15,293	14,871
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,430	1,398	1,359
算定対象審査支払手数料	371	363	353
標準給付費(C)	709,927	710,617	708,898

地域支援事業費

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	24,780	24,880	24,980
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	22,300	22,800	23,300
包括的支援事業（社会保障充実分）	6,158	6,158	6,158
地域支援事業費(D)	53,238	53,838	54,438

調整交付金及び準備基金等

単位：千円、%

	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費(C)	2,129,984	709,927	710,617	708,898
地域支援事業費(D)	161,515	53,238	53,838	54,438
第1号被保険者負担相当額	527,045	175,528	175,825	175,567
調整交付金相当額	110,231	36,735	36,775	36,694
調整交付金見込交付割合		11.41%	11.21%	10.99%
調整交付金見込み額	246,993	83,830	82,449	80,653
準備基金取崩額	35,000			
財政安定化基金償還金	0			
保険料収納必要額	356,592			
保険料収納率	98.50			

5

第9期介護保険料の設定（令和6～8年度）

介護保険制度の財源は、公費と介護保険料でまかなわれています。

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が負担する介護保険料の割合は23%となります。

第9期介護保険料（基準月額）
5,900円

※介護保険事業費は増額が見込まれているため、これまで積み立ててきた準備基金から3千5百万円取崩し、保険料の上昇を抑制しています。

●所得段階別第9期介護保険料（年額）

単位：円

所得段階	基準額に対する割合	対象者	年額保険料
第1段階	0.455	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	32,160 (月額2,680)
第2段階	0.685	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	48,480 (月額4,040)
第3段階	0.690	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	48,840 (月額4,070)
第4段階	0.90	課税世帯で本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円以下)	63,720 (月額5,310)
第5段階	1.00 (基準額)	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円超)	70,800 (月額5,900)
第6段階	1.20	本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	84,960 (月額7,080)
第7段階	1.30	本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上210万円未満)	92,040 (月額7,670)
第8段階	1.50	本人住民税課税者 (本人所得が210万円以上320万円未満)	106,200 (月額8,850)
第9段階	1.70	本人住民税課税者 (本人所得が320万円以上420万円未満)	120,360 (月額10,030)
第10段階	1.90	本人住民税課税者 (本人所得が420万円以上520万円未満)	134,520 (月額11,210)
第11段階	2.10	本人住民税課税者 (本人所得が520万円以上620万円未満)	148,680 (月額12,390)
第12段階	2.30	本人住民税課税者 (本人所得が620万円以上720万円未満)	162,840 (月額13,570)
第13段階	2.40	本人住民税課税者 (本人所得が720万円以上)	169,920 (月額14,160)

※第1～3段階は、基準額に対する割合の影響により月額保険料にて端数調整しています。

ただし、第9期計画においても、引き続き、低所得者の第1号保険料の軽減強化のため、保険料を下表のとおり、軽減します。

【参考】軽減後の保険料額

所得段階	基準額に対する割合	対象者	年額保険料
第1段階	0.285	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	20,160 (月額1,680)
第2段階	0.485	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	34,320 (月額2,860)
第3段階	0.685	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	48,600 (月額4,050)

※表の内容は、国の方針により計画途中で改定される場合があります。

※上記所得段階は、基準額に対する割合の影響により月額保険料にて端数調整しています。

6

成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、例えば認知症で判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度です。

高齢化が進む中で、本町で暮らす高齢者の権利と財産を守るため、成年後見制度の利用促進を図ります。

(1) 施策の目標

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

(2) 施策の方針

- ①地域連携ネットワークの整備
成年後見制度に関係する機関等との連携及び調整について、福祉と法律の専門職団体だけでなく、医療機関や金融機関も含めた、地域連携ネットワークの構築を目指します。
- ②具体化の方針
中核機関は、業務の一部を外部機関へ委託し、成年後見制度を促進する体制を構築していきます。
- ③成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
成年後見制度を必要としている方が経済的理由で利用を断念することがないように、助成が必要とされる場合に利用できる仕組みづくりに取り組みます。

(3) 具体的な取り組み

- ①相談体制
- ②任意後見制度のすすめ「ライフプランノートづくり」
- ③権利擁護推進活動
- ④親亡き後の障害者支援

只見町 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

発行日 令和6年3月

発行者 只見町 保健福祉課

住所 〒968-0442

福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31番地

TEL:0241-84-7010 FAX:0241-84-7008
